

大田市公共施設総合管理基金条例
大田市生活バス運行に関する条例の一部を改正する条例
大田市公告式条例の一部を改正する条例
大田市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
大田市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例
大田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例
大田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営
並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な
支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
大田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定め
る条例の一部を改正する条例
大田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定
める条例の一部を改正する条例
大田市介護保険条例の一部を改正する条例
大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
大田市手数料条例の一部を改正する条例
大田市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例
大田市通学バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
大田市仁万コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例を廃止
する条例
大田市議会議員定数条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和3年3月22日

大田市長 **楫野弘和**

大田市条例第1号

大田市公共施設総合管理基金条例

(設置)

第1条 計画的な公共施設の保全、更新、解体撤去等及び活用に必要な財源に充てるため、大田市公共施設総合管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第3中「保護者と同伴する4歳未満の幼児の1人は、無償とする。」を「未就学児については、大人1人につき未就学児の1人は無償とする。」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

大田市条例第3号

大田市公告式条例の一部を改正する条例

大田市公告式条例（平成17年大田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、支所及び大田市まちづくりセンター」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第4号

大田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成17年大田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中「なつた」を「なった」に改め、「任命権者又は任命権者の定める公務員の面前において」を削り、「に署名」を「を提出」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

大田市条例第5号

大田市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の勤務時間に関する条例（平成17年大田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

大田市条例第6号

大田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年大田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「第183条」の次に「・第184条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第3条の4第5項第1号中「いう。」の次に「第6条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「いう。」の次に「第6条第4項第2号において同じ。」を加え、同項第3号中「いう。」の次に「第6条第4項第3号において同じ。」を加え、同項第4号中「いう。」の次に「第6条第4項第4号において同じ。」を加え、同項第5号中「いう。」の次に「第6条第4項第5号、」を加え、同項第6号中「いう。」の次に「第6条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の次に「第6条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の次に「第6条第4項第8号及び」を加える。

第3条の29中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第3条の30に次の1項を加える。

- 5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で

あって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第3条の30の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第3条の30の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第3条の31に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。第3条の32に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第3条の37第1項中「第115条の46条第1項」を「第115条の46第1項」に改め、「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第34条第1項及び第68条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第3条の38の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第3条の38の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。第6条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号た

だし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。
ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設
 - (11) 指定介護療養型医療施設
 - (12) 介護医療院
- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーション

センターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第14条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第15条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携」に改め、「ときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等」を「ときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

第15条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害さ

れることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第16条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第18条前段中「第3条の31から第3条の36まで、第3条の38及び第3条の39」を「第3条の30の2から第3条の36まで及び第3条の38から第3条の39まで」に改め、同条後段中「第3条の17」の次に「、第3条の30の2第2項」を、「第3条の31」の次に「第1項並びに第3項第1号及び第3号、」を、「第3条の32」の次に「第1項並びに第3条の38の2第1号及び第3号」を加える。

第29条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項中「ならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第37条中「第3条の26」の次に「、第3条の30の2」を、「第3条の36まで」の次に「、第3条の38の2」を、「第29条に規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第3条の30の2第2項、第3条の32第1項並びに第3条の38の2第1号及び第3号中」を加え、「、第3条の32中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第37条の3前段中「第3条の26」の次に「、第3条の30の2」を、「第3条の36まで」の次に「、第3条の38の2」を加え、同条後段中「第3条の32」の次に「第1項」を、「という。）」と「」の次に「、第3条の30の2第2項」を、「第3条の32」の次

に「第1項並びに第3条の38の2第1号及び第3号」を加え、「及び第30条第3項」を「、第30条第3項及び第4項並びに第33条第2項第1号及び第3号」に改める。

第40条の12中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第40条の14第1項中「サービス提供管理委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第40条の16中「第3条の26」の次に「、第3条の30の2」を、「第3条の36まで」の次に「、第3条の38の2」を加え、同条後段中「この場合において」の次に「、第3条の30の2第2項、第3条の32第1項並びに第3条の38の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を、「第3条の32」の次に「第1項」を加え、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第30条第3項」の次に「及び第4項並びに第33条第2項第1号及び第3号」を加える。

第45条第1項中「事業所又は施設」の次に「(第47条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第46条第2項中「第63条第7項」の次に「、第90条第9項」を加える。

第47条第1項ただし書中「する。」の次に「なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第54条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第61条中「第3条の26」の次に「、第3条の30の2」を、

「第3条の36まで」の次に「、第3条の38の2」を、「「第54条に規定する重要事項に関する規程」と」の次に「同項、第3条の30の2第2項、第3条の32第1項並びに第3条の38の2第1号及び第3号中」を加え、「、第3条の32中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」を「、第30条第3項及び第4項並びに第33条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」に改める。

第63条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第64条第3項中「第91条第2項」を「第91条第3項」に改める。

第68条中「召集して行う会議」を「招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」に改める。

第73条第6号中「前項」を「前号」に改める。

第81条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第82条に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整

備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第88条中「第3条の26」の次に「、第3条の30の2」を加え、「、第3条の39」を「から第3条の39まで」に改め、「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第3条の30の2第2項、第3条の32第1項並びに第3条の38の2第1号及び第3号中」を加え、「、第3条の32中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第30条第3項」の次に「及び第4項並びに第33条第2項第1号及び第3号」を加える。

第90条第1項中「(宿直勤務を除く。)をいう。」の次に「以下の項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第90条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第10項」を「第11項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定認知症対応型共同生活介護事業所であつ

て、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第91条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第93条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第97条第7項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 第108条において準用する第34条第1項に規定する運営推進会議における評価

第101条中「指定地域密着型サービス」の次に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第102条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第103条第3項中「確保しなければならない。」の次に「その際、

当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第108条中「第3条の26」の次に「、第3条の30の2」を加え、「、第3条の39」を「から第3条の39まで」に改め、「第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第3条の30の2第2項、第3条の32第1項並びに第3条の38の2第1号及び第3号中」を加え、「、第3条の32中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第5章第4節」と」の次に「、第33条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第118条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第125条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第126条第4項中「ならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させ

るために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第129条中「第3条の26」の次に「、第3条の30の2」を加え、「、第3条の39」を「から第3条の39まで」に改め、同条後段中「この場合において」の次に「、第3条の30の2第2項」を、「第3条の32」の次に「第1項並びに第3条の38の2第1号及び第3号」を、「随時対応型」の次に「訪問」を、「「第6章第4節」と」の次に「、第33条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第131条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第131条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第131条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第13項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第137条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第138条第6項中「召集して行う会議」を「招集して行う会議

(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」に改める。

第143条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第143条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第143条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第148条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第149条第3項中「ならない。」の次に「その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第151条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中

「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第155条第1項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第157条中「第3条の26」の次に「、第3条の30の2」を、「第3条の36」の次に「、第3条の38の2」を、「第148条に規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第3条の30の2第2項、第3条の32第1項並びに第3条の38の2第1号及び第3号中」を加え、「、第3条の32中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第160条第1項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 1の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

第162条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第166条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第167条第4項中「しなければならない。」の次に「その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域

密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第169条中「第3条の26」の次に「、第3条の30の2」を、「第3条の36」の次に「、第3条の38の2」を、「第166条に規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第3条の30の2第2項、第3条の32第1項並びに第3条の38の2第1号及び第3号中」を加え、「、第3条の32中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第171条第11項ただし書中「前項」を「第7項」に改める。

第182条中「第3条の26」の次に「、第3条の30の2」を加え、「、第3条の39」を「から第3条の39まで」に改め、同条後段中「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第3条の30の2第2項、第3条の32第1項並びに第3条の38の2第1号及び第3号中」を加え、「、第3条の32中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第30条」の次に「第3項及び第4項並びに第33条第2項第1号及び第3号」を加える。

第183条を第184条とし、第9章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第183条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第3条の10第1項(第18条、第37条、第37条の3、第40条の16、第61条、第88条、第108条、第129条、第1

57条、第169条及び第182条において準用する場合を含む。) 、第95条第1項、第116条第1項及び第135条第1項(第169条において準用する場合を含む。) 並びに次項に規定するものを除く。) については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。) のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。) によることができる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

大田市条例第7号

大田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年大田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「第90条」の次に「・第91条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「これらの事業所又は施設」の次に「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第9条第2項中「運営（第44条第7項）」の次に「及び第70条第9項」を加える。

第10条第1項ただし書中「することができるものとする。」の次に「なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項中「しなければならない。」の次に「その際、当該

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならな

い」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護

予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第49条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第44条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「(以下」の次に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第71条第2項」を「第71条第3項」に改める。

第49条中「召集して行う会議」を「招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」に改める。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市町村介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規

に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第64条前段中「第28条」の次に「、第28条の2」を加え、「第36条まで、第37条(第4項を除く。)から」を削り、「第39条まで」の次に「(第37条第4項を除く。)」を加え、同条中「重要事項に関する規程」と、」の次に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第70条第1項中「(宿直勤務を除く。)をいう。」の次に「以下の項において同じ。」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第70条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第10項」を「第11項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知

症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第71条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第73条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第77条第3項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第78条中「地域密着型介護予防サービス」の次に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第79条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条第3項中「しなければならない。」の次に「その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項

に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第85条前段中「第26条」の次に「、第28条の2」を加え、「、第37条(第4項を除く。)、第38条、」を「から」に改め、「第39条」の次に「まで」を、「第5項を除く」の前に「第37条第4項及び第39条」を加え、同条中「重要事項に関する規程」と、「」の次に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第86条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 外部の者による評価
- (2) 前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

第90条を第91条とし、第5章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第90条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている

又は想定されるもの（第14条第1項（第64条及び第85条において準用する場合を含む。）及び第75条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

大田市条例第 8 号

大田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 27 年大田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第 35 条）」を

「第 5 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第 35 条）」

第 6 章 雑則（第 36 条）」に改める。

第 4 条第 4 項中「第 13 号」を「第 133 号」に改め、同条に次の 2 項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 20 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 21 条に次の 1 項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 21 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第24条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代

えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「召集して行う会議」を「招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第35条において準用する場合を含む。）及び第33条第26号（第35条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的

記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

大田市条例第9号

大田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年大田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第30条）」を

「第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第30条）

第5章 雑則（第31条）」に改める。

第1条の3に次の2項を加える。

- 5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第3条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

第4条第2項中「求めることができること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付け

られた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加える。

第13条第9号中「招集して行う会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条第18号の2の次に次の1号を加える。

(18の3) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第18条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第19条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第19条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第19条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第21条の次に次の1条を加える。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第22条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第27条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第27条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 本則に次の1章を加える。

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第31条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第7条（第30条において準用する場合を含む。）及び第13条第24号（第30条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相

手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2条中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用について、同項中「介護支援専門員を第3条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第13条第18号の2の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

大田市条例第10号

大田市介護保険条例の一部を改正する条例

大田市介護保険条例（平成17年大田市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年度」を「令和3年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同項第1号中「39,000円」を「41,400円」に改め、同項第2号及び第3号中「58,500円」を「62,100円」に改め、同項第4号中「70,200円」を「74,520円」に改め、同項第5号中「78,000円」を「82,800円」に改め、同項第6号中「93,600円」を「99,360円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「第35条の3第1項」を加え、「当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。」を「当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。」に改め、同項第7号中「101,400円」を「107,640円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「117,000円」を「124,200円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「132,600円」を「140,760円」に改め、同項第10号中「144,300円」を「153,180円」に改め、同項第11号中「156,000円」を「165,600円」に改め、同項第12号中「175,500円」を「186,300円」に改め、同項第13号中「195,000円」を「207,000円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「23,400円」を「24,840円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「23,400円」を「24,840円」に、「39,000円」を「41,400円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「23,400円」を「24,840円」に、「54,600円」を「57,960円」に改める。

第9条第1項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げる理由に類する理由があったこと。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)

- 8 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。
- 9 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 10 第8項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

大田市条例第 1 1 号

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田市国民健康保険条例（平成 1 7 年大田市条例第 1 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「第 3 5 条の 2 第 1 項」の次に「、第 3 5 条の 3 第 1 項」を加える。

第 1 5 条の 2 第 1 項第 1 号中「地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第 3 号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 5 5 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 3 5 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 6 5 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 6 0 万円を超える者に限り、年齢 6 5 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1 1 0 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第 3 号において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項に掲げる金額」を「地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第 7 条中「「地方税法第 3 1 3 条第 3 項」と」の次に「、「1 1 0 万円」とあるのは「1 2 5 万円」と」を加える。

附則第10条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第10条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の大田市国民健康保険条例第11条第1項、第15条の2第1項及び附則第7条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

大田市条例第12号

大田市手数料条例の一部を改正する条例

大田市手数料条例（平成17年大田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「別表第7」を「別表第8」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 地籍調査関係（別表第7）

別表第4の2を次のように改める。

別表第4の2（第2条関係）

建築関係のその2

手数料の種類	手数料を納めなければならない者	手数料の額
低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者 ア 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）の場合 イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項におい	33,600円（適合証等の提出がある場合によっては、4,600円）

て同じ。)又は住宅の用途に供する部分を有する建築物(アに規定する住宅を除く。)の住戸に係る計画の認定を受けようとする場合(ウの場合を除く。)

(ア) 計画の認定を受けようとする住戸数の合計(以下この号において「認定戸数」という。)が5戸以下のもの

67,900円(適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円)

(イ) 認定戸数が6戸以上10戸以下のもの

94,100円(適合証等の提出がある場合にあっては、15,500円)

(ウ) 認定戸数が11戸以上25戸以下のもの

132,000円(適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円)

(エ) 認定戸数が26戸以上のもの

190,000円(適合証等の提出がある場合にあっては、43,500円)

ウ 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物(アに規定する住宅を除く。)に係る計画の認定を受けようとする場合又は当該建築物に係る計画及び当該建築物の住戸に係る計画の認定を受けようとする場合

(ア)及び(イ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

(ア) 住戸がある場合

a 総住戸数が5戸以下のもの

67,900円(適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円)

b 総住戸数が6戸以上10戸以下のもの

94,100円(適合証等の提出がある場合にあっては、15,500円)

c 総住戸数が11戸以上25戸以下のもの

132,000円(適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円)

d 総住戸数が26戸以上のもの

190,000円(適合証等の提出がある場合に

	あつては、43,500円)
(イ) 住戸部分及び共用部分以外の部分（以下この号及び次号において「非住宅部分」という。）がある場合	
a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	237,000円（適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円）
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	303,000円（適合証等の提出がある場合にあつては、17,500円）
エ 住宅以外の建築物に係る計画の認定を受けようとする場合	
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	237,000円（適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円）
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	303,000円（適合証等の提出がある場合にあつては、17,500円）
(2) 法第55条第1項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この項において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者	
ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合	16,800円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、2,300円）
イ 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物（(1)のアに規定する住宅を除く。）の住戸に係る計画の変更の認定を受けようとする場合（ウの場	

合を除く。)

(ア) 計画の変更の認定に係る住宅の戸数の合計(以下この号において「変更認定戸数」という。)が5戸以下のもの 33,900円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、4,600円)

(イ) 変更認定戸数が6戸以上10戸以下のもの 47,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、7,700円)

(ウ) 変更認定戸数が11戸以上25戸以下のもの 66,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、12,900円)

(エ) 変更認定戸数が26戸以上のもの 95,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、21,600円)

ウ 共同住宅等又は住宅の用途に供する部分を有する建築物(1) (ア)から(ウ)までに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

の(ア)に規定する住宅を除く。)

に係る計画の変更の認定を受けようとする場合又は当該建築物に係る計画の変更及び当該建築物の住戸に係る計画の変更の認定を受けようとする場合

(ア) 計画の変更に係る住戸がある場合(住戸の増加に係る部分を除く。)

a 計画の変更に係る住戸数(以下この号において「変更に係る住戸数」という。)が5戸以下のもの 33,900円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、4,600円)

b 変更に係る住戸数が6戸以上10戸以下のもの 47,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、7,700円)

c 変更に係る住戸数が11戸以 66,000円(変更後の計画に係る適合証等の

上25戸以下のもの	提出がある場合にあっては、12,900円)
d 変更に係る住戸数が26戸以上 上のもの	95,000円 (変更後の計画に係る適合証等の 提出がある場合にあっては、21,600円)
(イ) 計画の変更に係る住戸 がある場合 (住戸の増加に係 る部分に限る。)	
a 計画の変更により増加する 住戸数が5戸以下のもの	67,900円 (変更後の計画に係る適合証等の 提出がある場合にあっては、9,200円)
b 計画の変更により増加する 住戸数が6戸以上10戸以下の もの	94,100円 (変更後の計画に係る適合証等の 提出がある場合にあっては、15,500円)
c 計画の変更により増加する 住戸数が11戸以上25戸以下 のもの	132,000円 (変更後の計画に係る適合証等 の提出がある場合にあっては、25,900円)
d 計画の変更により増加する 住戸数が26戸以上のもの	190,000円 (変更後の計画に係る適合証等 の提出がある場合にあっては、43,500円)
(ウ) 計画の変更に係る非住 宅部分がある場合	
a 計画の変更に係る非住宅部 分 (床面積の増加に係る部 分を除く。) の床面積の2分 の1の面積と当該計画の変更 に係る非住宅部分のうち床 面積の増加に係る部分の床 面積との合計 (以下この号 において「変更に係る非住 宅部分の床面積の合計」と いう。) が300平方メートル 未満のもの	237,000円 (変更後の計画に係る適合証等 の提出がある場合にあっては、9,200円)
b 変更に係る非住宅部分の床	303,000円 (変更後の計画に係る適合証等

<p>面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>の提出がある場合にあつては、17,500円)</p>
<p>エ 住宅以外の建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合</p>	
<p>(ア) 計画の変更に係る部分(床面積の増加に係る部分を除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この号において「変更に係る部分の床面積の合計」という。)が300平方メートル未満のもの</p>	<p>237,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円)</p>
<p>(イ) 変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>303,000円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、17,500円)</p>
<p>(3) 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者</p>	<p>計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計に応じて島根県建築基準法施行条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額(工作物を築造する場合にあつては当該工作物の数に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあつては当該部分の床面積の合計に応じて同条例第11条の規定の例により算出した額)</p>

備考

- 1 この表において「技術審査機関」とは、認定を受けようとする建築物が住宅のみの用途に供する場合又は住宅の用途を含む建築物における住戸の場合にあっては住宅性能評価機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）をいう。以下同じ。）を、認定を受けようとする建築物が住宅以外の用途のみに供する場合又は住宅と住宅以外の両方の用途に供する場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築基準法第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は都道府県知事が指定する指定確認検査機関（登録住宅性能評価機関の業務を併せて行う機関に限る。）をいう。
- 2 この表において「適合証等」とは、技術審査機関が作成した法第54条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることを示す書類又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（知事が別に定める基準に適合しているものに限る。以下同じ。）をいう。
- 3 この表において「変更後の計画に係る適合証等」とは、計画の変更の認定を受けようとする計画について技術審査機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書をいう。

別表第4の3を次のように改める。

別表第4の3(第2条関係)

建築関係のその3

手数料 の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額
------------	-----------------	-------

建築物
のエネルギー
消費性能の向
上に関する法
律関係
手数料

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号から第6号までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号から第4号まで及び第6号において「適合性判定」という。）（以下この号において「計画の適合性判定」という。）を受けようとする者
- ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。）第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法（以下この項において「標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合
- (ア) 当該建築物が非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので知事が定めるものの部分（以下この号から第5号まで

において「工場等部分」という。)を除く。以下この号から第6号までにおいて同じ。)を有する場合((ウ)の場合を除く。)

a 非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この項において同じ。)の合計が300平方メートル未満のもの

224,000円

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合((ウ)の場合を除く。)

276,000円

a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

23,000円

b 工場等部分の床面積の合計

30,000円

<p>計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</p>	<p>(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の (ア) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）</p>
<p>イ 計画の適合性判定を受けようとする建築物について省令第1条第1項第1号口の基準（以下この項において「モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合</p>	
<p>(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（(ウ)の場合を除く。）</p>	
<p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>86,000円</p>
<p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>108,000円</p>
<p>(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合（(ウ)の場合を除く。）</p>	
<p>a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>19,000円</p>
<p>b 工場等部分の床面積の合計</p>	<p>26,000円</p>

が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合

(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の (ア) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）

(2) 法第12条第2項の規定に基づく計画の変更の適合性判定（以下この号において「計画の変更の適合性判定」という。）を受けようとする者

ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（(ウ)の場合を除く。）

a 非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号及び第4号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）

224,000円

<p>が300平方メートル未満のもの</p>	
<p>b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	276,000円
<p>(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合（(ウ)の場合を除く。）</p>	
<p>a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	23,000円
<p>b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	30,000円
<p>(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</p>	<p>(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の (ア) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）</p>
<p>イ 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合</p>	
<p>(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（(ウ)の場合を除く。）</p>	

a 非住宅部分の計画の変更 86,000円

に係る部分の床面積の合計が
300平方メートル未満のもの

b 非住宅部分の計画の変更 108,000円

に係る部分の床面積の合計が
300平方メートル以上500平方
メートル以内のもの

(イ) 当該建築物が工場等部分
を有する場合（(ウ)の場合を
除く。）

a 工場等部分の計画の変更 19,000円

に係る部分の床面積の合計が
300平方メートル未満のもの

b 工場等部分の計画の変更 26,000円

に係る部分の床面積の合計が
300平方メートル以上500平方
メートル以内のもの

(ウ) 当該建築物が非住宅部分
及び工場等部分を有する場合 (ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、
それぞれ当該手数料を合算した額（その額
が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分
の床面積の合計を全て非住宅部分とみなし
た場合の (ア) に規定する区分に応じた手
数料の額を超えるときは、当該額)

(3) 法第13条第2項の規定に基づく
計画の適合性判定（以下この号に
おいて「計画の適合性判定」とい
う。）を求めようとする者

ア 計画の適合性判定を求めよう
とする建築物について標準入力
法等基準を用いて評価を行う場

合	
(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（(ウ)の場合を除く。）	
a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	224,000円
b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	276,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合（(ウ)の場合を除く。）	
a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	30,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の (ア) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)
イ 計画の適合性判定を受けようとする建築物についてモデル建築物法基準を用いて評価を行う場合	
(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（(ウ)の場合を	

除く。)	
<ul style="list-style-type: none"> a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 	86,000円
<ul style="list-style-type: none"> b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 	108,000円
(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合（(ウ)の場合を除く。)	
<ul style="list-style-type: none"> a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 	19,000円
<ul style="list-style-type: none"> b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 	26,000円
(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合	(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の (ア) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)
(4) 法第13条第3項の規定に基づく計画の変更の適合性判定（以下この号において「計画の変更の適合性判定」という。）を求めようとする者	
<ul style="list-style-type: none"> ア 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を 	

<p>行う場合</p> <p>(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（(ウ)の場合を除く。）</p> <p>a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合（(ウ)の場合を除く。）</p> <p>a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</p> <p>イ 計画の変更の適合性判定を求めようとする建築物についてモデル建物法基準を用いて評価を</p>	<p>224,000円</p> <p>276,000円</p> <p>23,000円</p> <p>30,000円</p> <p>(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の (ア) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額)</p>
--	---

<p>行う場合</p>	
<p>(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（(ウ)の場合を除く。）</p>	
<p>a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	86,000円
<p>b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	108,000円
<p>(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合（(ウ)の場合を除く。）</p>	
<p>a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	19,000円
<p>b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	26,000円
<p>(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</p>	<p>(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の (ア) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）</p>

(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく計画の変更が同令第3条の軽微な変更（以下この号において「軽微な変更」という。）に該当していることを証する書面の交付（以下この号において「書面の交付」という。）を求めようとする者

ア 書面の交付を求めようとする建築物について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合

(ア) 当該建築物が非住宅部分を有する場合（(ウ)の場合を除く。）

a 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 224,000円

b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 276,000円

(イ) 当該建築物が工場等部分を有する場合（(ウ)の場合を除く。）

a 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 23,000円

b 工場等部分の軽微な変更 30,000円

<p>に係る部分の床面積の合計が 300平方メートル以上500平方 メートル以内のもの</p>	<p>(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、 それぞれ当該手数料を合算した額（その額 が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分 の床面積の合計を全て非住宅部分とみなし た場合の (ア) に規定する区分に応じた手 数料の額を超えるときは、当該額）</p>
<p>(ウ) 当該建築物が非住宅部分 及び工場等部分を有する場合</p>	
<p>イ 書面の交付を求めようとする 建築物についてモデル建物法基 準を用いて評価を行う場合</p>	
<p>(ア) 当該建築物が非住宅部分 を有する場合（(ウ)の場合を 除く。）</p>	
<p>a 非住宅部分の軽微な変更 に係る部分の床面積の合計が30 0平方メートル未満のもの</p>	<p>86,000円</p>
<p>b 非住宅部分の軽微な変更 に係る部分の床面積の合計が 300平方メートル以上500平方 メートル以内のもの</p>	<p>108,000円</p>
<p>(イ) 当該建築物が工場等部分 を有する場合（(ウ)の場合を 除く。）</p>	
<p>a 工場等部分の軽微な変更 に係る部分の床面積の合計が30 0平方メートル未満のもの</p>	<p>19,000円</p>
<p>b 工場等部分の軽微な変更 に係る部分の床面積の合計が300</p>	<p>26,000円</p>

<p>平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	
<p>(ウ) 当該建築物が非住宅部分及び工場等部分を有する場合</p>	<p>(ア) 及び (イ) に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額（その額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分とみなした場合の (ア) に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは、当該額）</p>
<p>(6) 法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく計画の適合性判定を受けた者（法第25条第1項若しくは第35条第8項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）又は都市の低炭素化の促進に関する法律第10条第9項若しくは第54条第8項の規定により適合性判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）であって、建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は同法第18条第16項に規定する通知に対する完了検査を受けようとするもの</p>	
<p>ア 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>10,000円</p>
<p>イ 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>16,000円</p>

(7) 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この号において「計画の認定」という。）を受けようとする者

ア 申請建築物（法第34条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この号において同じ。）について計画の認定を受ける場合

(ア) 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この項において同じ。）、共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。）を有しないものをいう。以下この項において同じ。）又は複合建築物（省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項において同じ。）である場合

非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあつてはcに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあつてはa又はb及びcに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

a 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準及び同号ただし書に規定する方法
(以下この項において「誘導標準入力法等基準」という。)を用いて評価を行う場合

(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

b 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この項において「誘導モデル建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合

(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

224,000円(非住宅誘導基準適合証(法第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下この項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。))が作成した法第35条第1項各号(法第36条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この項において同じ。)の提出がある場合にあつては、10,000円)

276,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)

86,000円(非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円)

<p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>108,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円）</p>
<p>c 当該建築物の住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。）（住宅部分のうち住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合にあつては、住戸の部分）（以下この号、次号及び第4号において単に「住宅部分」という。）について評価を行う場合</p>	
<p>(a) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>67,000円（住宅誘導基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録住宅性能評価機関」という。）が作成した法第35条第1項各号（法第36条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この項において同じ。）の提出がある場合にあつては、10,000円）</p>
<p>(b) 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>114,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円）</p>
<p>(イ) 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分を有しないものに限る。以下この項において同じ。）の場合</p>	

a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	34,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
b 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	37,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
イ 他の建築物（法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。）に係る事項を計画に記載する場合	当該計画に係る申請建築物及び他の建築物一棟ごとに、アの（ア）又は（イ）に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該計画に係る全ての建築物について合算した額
(8) 法第36条第1項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この号において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者	
ア 計画に記載されている建築物について変更する場合（ウの場合を除く。）	当該変更する建築物一棟ごとに、アの（ア）又は（イ）に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該変更する全ての建築物について合算した額
(ア) 当該変更する建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住戸の部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはcに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住戸の部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあってはa又はb及びcに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合

	算した額
a 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの	224,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円）
(b) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	276,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円）
b 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円）
(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	108,000円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円）
c 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合	
(a) 住宅部分の計画の変更に係	67,000円（住宅誘導基準適合証等の提出が

<p>る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>ある場合にあつては、10,000円)</p>
<p>(b) 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>114,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)</p>
<p>(イ) 当該変更する建築物が一戸建ての住宅の場合</p>	
<p>a 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>17,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)</p>
<p>b 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)</p>
<p>イ 計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合（ウの場合を除く。）</p>	<p>当該追加する建築物一棟ごとに、(1)のアの（ア）又は（イ）に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該追加する全ての建築物について合算した額</p>
<p>ウ 計画に記載されている建築物について変更し、かつ、計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合</p>	<p>当該変更する全ての建築物についてアの規定により算出した額及び当該追加する全ての建築物についてイの規定により算出した額を合算した額</p>
<p>(9) 法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者</p>	<p>計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計に応じて島根県建築基準法施行条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額（工作物を築造する場合にあつては当該工作物の数に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含</p>

	<p>(10) 法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定（以下この号において「認定」という。）を受けようとする者</p> <p>ア 認定を受けようとする建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合</p> <p>(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(イ) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を</p>	<p>まれる場合にあつては当該部分の床面積の合計に応じて同条例第11条の規定の例により算出した額)</p> <p>非住宅建築物にあつては（ア）又は（イ）に規定する手数料の額、共同住宅等にあつては（ウ）、（エ）又は（オ）に規定する手数料の額、複合建築物にあつては（ア）又は（イ）及び（ウ）、（エ）又は（オ）に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p> <p>224,000円（非住宅基準適合証等（登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この号において同じ。）の提出がある場合にあつては、10,000円）</p> <p>276,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、16,000円）</p>
--	--	---

<p>用いて評価を行う場合</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(ウ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この号において「性能基準」という。）を用いて評価を行う場合</p> <p>a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(エ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)の基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>86,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）</p> <p>108,000円（非住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、16,000円）</p> <p>67,000円（住宅基準適合証等（登録住宅性能評価機関が作成した法第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。以下この号において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000円）</p> <p>114,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）</p> <p>32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円）</p> <p>56,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、20,000円）</p>
---	--

<p>(オ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)の基準（以下この号において「仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合</p>	
<p>a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円）</p>
<p>b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>56,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円）</p>
<p>イ 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で性能基準を用いて評価を行う場合</p>	
<p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>34,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）</p>
<p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>37,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）</p>
<p>ウ 認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅で省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準を用いて評価を行う場合</p>	
<p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>18,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）</p>
<p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>19,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円）</p>

エ 認定を受けようとする建築物 が一户建ての住宅で仕様基準を 用いて評価を行う場合	
(ア) 床面積の合計が200平方 メートル未満のもの	18,000円（住宅基準適合証等の提出がある 場合にあつては、5,000円）
(イ) 床面積の合計が200平方 メートル以上500平方メートル 以内のもの	19,000円（住宅基準適合証等の提出がある 場合にあつては、5,000円）

別表第7を別表第8とし、別表第6の次に次の1表を加える。

別表第7（第2条関係）

地籍調査関係

手数料を徴する事項	手数料の金額
(1) 測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく公共 測量により市が設置した公共基準点成果等の写しの交付	1枚につき 300円
(2) 国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第 1号の規定に基づく基本調査で国の機関が設置し、市が移管を 受けた街区基準点成果等の写しの交付	1枚につき 300円
(3) 国土調査法第2条第1項第3号の規定に基づく地籍調査で 設置した基準点成果等の写しの交付	1枚につき 300円
(4) 国土調査法第2条第1項第3号の規定に基づく地籍調査で 設置した筆界点成果等で、地籍調査支援システムに収めている ものの写しの交付	1筆につき 300円
(5) 上記以外の筆界点成果等の写しの交付	1枚につき 300円
(6) その他成果の写しの交付	1枚につき 300円
(7) 各種成果の証明の交付	1枚につき 500円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

大田市条例第13号

大田市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例

大田市消防本部及び消防署の設置に関する条例（平成17年大田市条例第221号）を次のように改正する。

第4条の表中「大田市温泉津町湯里1307番地5」を「大田市温泉津町湯里1590番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

大田市条例第14号

大田市通学バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

大田市通学バスの設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(5) 久屋小学校及び第一中学校通学バス

第3条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 久屋小学校及び第一中学校通学バス 大屋町に住所を有する児童又は生徒

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

大田市条例第15号

大田市仁万コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例
を廃止する条例

大田市仁万コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年大田市条例第137号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

大田市条例第 16 号

大田市議会議員定数条例の一部を改正する条例

大田市議会議員定数条例（平成 25 年大田市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

本則中「20 人」を「18 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。